

保険料額は所得段階別決められており、第8期においては以下の9段階の所得段階に応じて保険料を設定します。

【第8期介護保険事業計画期間における保険料額】

(単位：円)

保険料段階	保険料率	対象者	保険料年額
第1段階	基準額 × 0.3	●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が 80 万円以下の方	21,240
第2段階	基準額 × 0.50	●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	35,400
第3段階	基準額 × 0.70	●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が 120 万円超の方	49,560
第4段階	基準額 × 0.90	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が 80 万円以下の方	63,720
第5段階	基準額 × 1.00	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が 80 万円超の方	70,800
第6段階	基準額 × 1.20	●本人が住民税課税で、前年の合計所得額が 120 万円未満の方	84,960
第7段階	基準額 × 1.30	●本人が住民税課税で、前年の合計所得額が 120 万円以上 210 万円未満の方	92,040
第8段階	基準額 × 1.50	●本人が住民税課税で、前年の合計所得額が 210 万円以上 320 万円未満の方	106,200
第9段階	基準額 × 1.70	●本人が住民税課税で、前年の合計所得額が 320 万円以上の方	120,360